

大口町告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月12日

大口町長 鈴木雅博

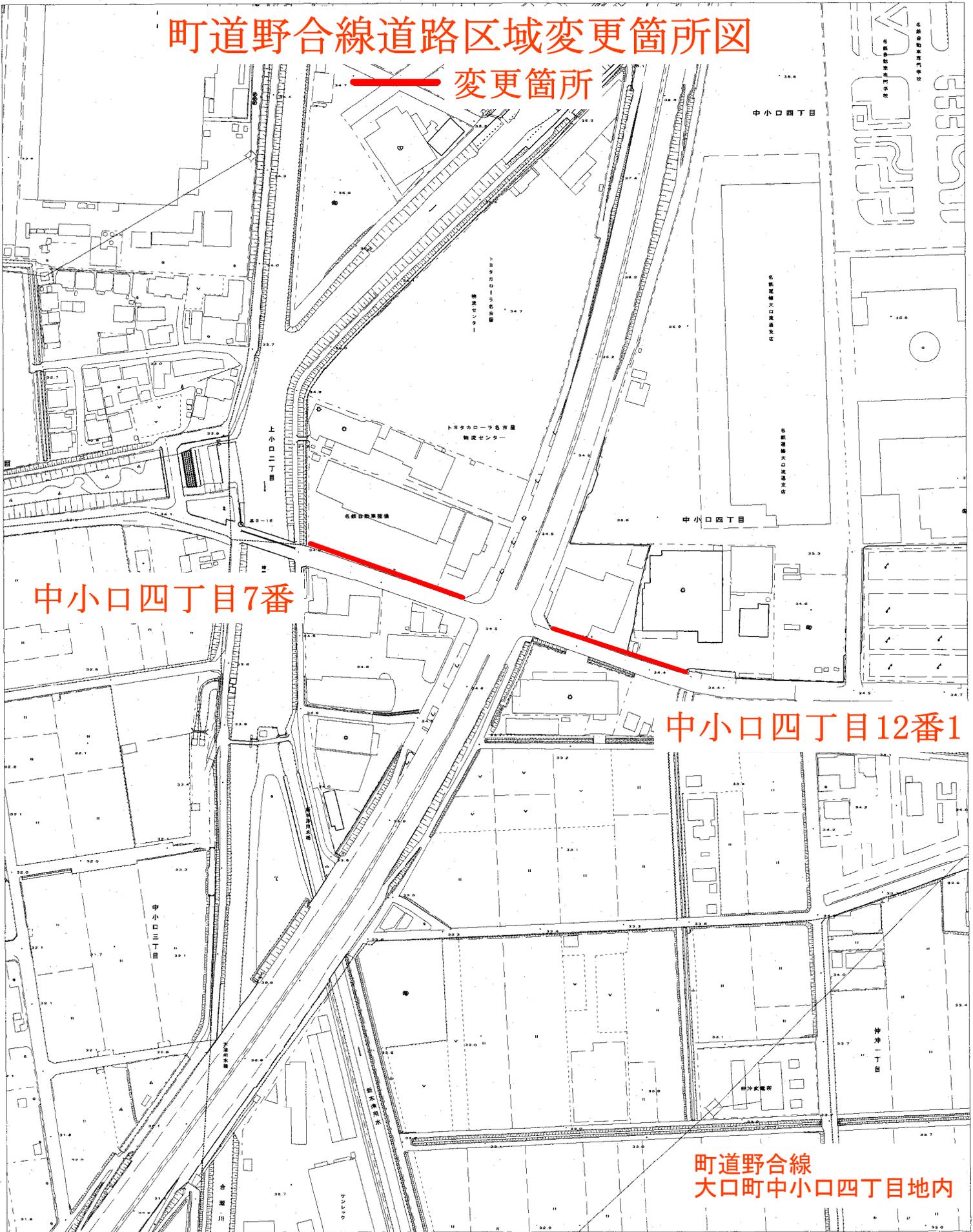
道路の区域変更

路線 番号	路線名	区 間	変更前 後の別	敷地幅員 (m)	延長 (m)
51	野合線	中小口四丁目 7 番 地先から 中小口四丁目 12 番 1 地先まで	変更前	7.10～14.50	204.4
			変更後	9.75～14.50	204.4



町道野合線道路区域変更箇所図

— 変更箇所



中小口四丁目7番

中小口四丁目12番1

町道野合線
大口町中小口四丁目地内

1:2,500

